

改正

令和元年9月2日条例第15号

名寄市立大学奨学金給付条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 給付型奨学金（第4条—第10条）
- 第3章 災害等一時給付奨学金（第11条—第14条）
- 第4章 奨学金審査委員会（第15条）
- 第5章 補則（第16条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、名寄市立大学に在学している学生（以下「本学学生」という。）で、経済的理由のため修学困難と認められる者に名寄市立大学奨学金（以下「奨学金」という。）を給付することにより、学修を奨励し、有為な人材の育成に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 学生の属する世帯 本学学生と生計を一つにする世帯
- （2） 激甚災害等 激甚（じん）災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項の規定に基づき、政令で指定された災害（政令で指定された災害に類する災害と市長が特に認めた災害を含む。以下同じ。）
- （3） 生計維持者 その収入によって、学生の属する世帯の生計を維持する者

（奨学金の種類）

第3条 奨学金の種類は、次に掲げるものとする。

- （1） 給付型奨学金
- （2） 災害等一時給付奨学金（以下「災害一時給付金」という。）

第2章 給付型奨学金

(給付対象者)

第4条 給付型奨学金は、向学心があり、学業成績が優秀な本学学生であって、本学学生の属する世帯の奨学金の給付を受けようとする年度の前年の総所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第22条第2項に規定する総所得金額をいう。）が426万円未満の者を給付対象者とする。

2 前項の場合において、生計維持者の被扶養者が2人以上いるときは、本学学生を除く被扶養者1人につき38万円を乗じた額を加算して得た額未満の者を給付対象者とする。

(給付申請)

第5条 前条で定める給付対象者で、給付型奨学金の給付を希望する者は、規則で定める申請書に必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。

(奨学生の決定)

第6条 給付型奨学金は、保健福祉学部各学科各学年ごと1人に対して給付する。

2 前条の規定に基づき申請があった者のうちから、次の各号に掲げる者を給付型奨学金受給者（以下「奨学生」という。）として決定する。

(1) 1年次 奨学金を給付する年度の前期の成績が最も優秀な者

(2) 2年次から4年次まで 奨学金を給付する年度の前年度の成績が最も優秀な者

(給付金額)

第7条 給付型奨学金の給付金額は、月額2万円とする。

(給付期間)

第8条 給付型奨学金を給付する期間は、奨学生として決定した当該年度1年間とする。

(給付の停止又は取消し)

第9条 市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、名寄市立大学奨学金審査委員会（以下「奨学金審査委員会」という。）の意見を聴いて、給付型奨学金の給付を停止し、又は取り消すことができる。

(1) 休学、退学又は除籍したとき。

(2) 懲戒処分を受けたとき。

(3) 偽りその他不正の手段により給付型奨学金の給付を受けたとき。

(4) その他市長が奨学生として適当でないとしたとき。

(奨学金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により給付型奨学金の給付を停止し、又は取り消したときは、給付した給付型奨学金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

第3章 災害等一時給付奨学金

(給付対象者)

第11条 災害一時給付金は、本学学生で、次の各号のいずれかに該当する者を給付対象者とする。

- (1) 激甚災害等で、学生の属する世帯の家屋等に相当の損壊があった場合
- (2) 学生の属する世帯の生計維持者が死亡し、又は重度心身障害者（名寄市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成18年条例第133号）第2条第1項に該当する者をいう。）の認定を受けた場合
- (3) その他前2号に類する特別な事情があると市長が認めた場合

(給付申請)

第12条 前条で定める給付対象者で、災害一時給付金の給付を希望する者は、規則で定める申請書に必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。

(受給者の決定)

第13条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、災害一時給付金を給付すべきものと認めたときは、災害一時給付金の給付を決定するものとする。

(給付金額)

第14条 災害一時給付金の給付金額は、10万円とする。

2 災害一時給付金の給付は、第11条各号の申請理由1件につき、1回とする。

第4章 奨学金審査委員会

(審査委員会)

第15条 市長は、奨学金に係る諸措置の決定を適正かつ公正に行うため、名寄市立大学に奨学金審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会は、諮問に応じて次に掲げる事項を審議し、意見を具申するものとする。

- (1) 奨学金の受給者の選考に関すること。
- (2) 奨学金の給付の取消しに関すること。
- (3) その他奨学金に関すること。

第5章 補則

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(名寄市基金条例の一部改正)

2 名寄市基金条例（平成18年名寄市条例第63号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(名寄市ふるさと応援寄附条例の一部改正)

3 名寄市ふるさと応援寄附条例（平成20年名寄市条例第26号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（令和元年9月2日条例第15号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。